

第八回国会 労働委員会 議 録 第二号

昭和二十五年七月十九日

島田 末信君 福永 健司君
吉武 恵市君 早川 崇君
赤松 勇君
が理事に当選した。

昭和二十五年七月二十一日(金曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 島田 末信君 理事 福永 健司君

理事 赤松 勇君

麻生 太賀吉君 天野 公義君

金原 舜二君 佐々木 秀世君

佐藤 親弘君 篠田 弘作君

船越 弘君 三浦 寅之助君

柳澤 義男君 石田 一松君

稻葉 修君 青野 武一君

前田 種男君 柄澤 孝子君

中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 保利 茂君

出席政府委員

労働政務次官 山村新治郎君

労働事務官 寺本 廣作君

(労働基準局長) 齋藤 邦吉君

(職業安定局長) 齋藤 邦吉君

委員外の出席者

専門員 横大路俊一君

七月二十一日

委員中原健次君辞任につき、その補欠として玉井祐吉君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員玉井祐吉君辞任につき、その補欠として中原健次君が議長の名で委員に選任された。

七月二十日

失業急務事業に関する請願(水谷長三郎君紹介)(第三号)

北海道に身体障害者公共職業補導所設置の請願(松澤兼人君紹介)(第四号)

戸畑市に労働基準監督署設置の請願(淵上房太郎君紹介)(第一一〇号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

失業対策費全額国庫負担の陳情書外五件(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不太郎君)(第四九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国政調査承認要求に関する件

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○倉石委員長 これより会議を開きます。

まず国政調査承認要求の件についてお諮りいたします。

一、調査する事項

一、失業対策に関する事項

一、労働関係に関する事項

一、労働基準に関する事項

一、その他労働行政に関する事項

二、調査の目的

労働行政の適正を期するため

三、調査の方法

関係各方面よりの意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

といたすことに御異議ございませんか。

○倉石委員長 御異議がなければさうに決定いたしました。諸般の手続を行いますから、御了承願います。

○倉石委員長 次に失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑を許します。前田種男君。

○前田(種男)委員 最初に失業対策の問題でございます。先日本会場で、今会期中本委員会が初めてでありますので、本席上において、最近の失業者の状況、その対策を、できるだけ簡潔でいいですから、お知らせ願いたいと思

います。それと関連いたしまして、失業保険関係の給付状況も聞きたいと思

います。私は昨年、失業保険の金がある程度余裕があった当時に申し上げ

ましたが、この春でございましたが、保険金を幾らか値下げしたことが、

ございまして、最近の失業者の事情から行くと、失業保険の財政面について

も、相当苦しくなつて来ておるとい

見通しが立つてはならないかと思

います。そういう点等につきましての概略

でよろしいですから、要点だけ一応お答え願いたいと思います。

○倉石委員長 ただいまのお尋ねの失業対策の問題につきましてお答え申し上げます。

まず最初に失業者の状況の問題でござい

ますが、一般的に申し上げまして

逐次失業者が増加の傾向をたどつて来

ておるのでございます。特に日雇い失

業者につきましては、安定所に登録す

る数も逐次増加して参つておりまし

て、本年一月当時、日雇い登録者数が

二十八万七千人程度でありましたが、

最近五月に至りましては、四十一万程

度に伸びて参つておるような次第でござ

います。なお常用関係の安定所の窓

口に現われております求人求職の状況

でございますが、大体昨年末は安定所

の窓口の求職者の数は七十七万人程度

であつたのでありますけれども、本年

一月、二月、三月、この時期は、特に

御承知のように新規学校の卒業生の就

職という問題もありまして逐月増加し

て参りまして、求職者の数は本年の三

月に九十二万程度に及びました。最近

多少減少いたしました。なお五月に

おきまして八十万台であるのであり

ます。この八十万台の求職者に対しま

して、求人口は割合にまだ増加の傾向を

たどつておりません。求人の方は大

体二十万前後を動いておるような次第

でございます。二十万前後の求人者に

対しまして、安定所の就職あつせんに

よつて約十内外の者が就職をしてお

る、こういう状態でございます。すな

わち八十万台の求職者に対して求人は

約二十万、就職は十万ということにな

つております。しかしながらこの八十

万の中には、企業整備等によりする

者が約半数程度入つておまして、こ

の人たちは失業保険金によつてその生

活をつないでおる状態かと存じており

ます。すなわち五月の例を申し上げま

すと、求職者の数は八十三万であり

まして、失業保険の受給者は約四十一

万人といふことに相なつておりま

す。

就職者はこの月約七万七千人とい

うことになつておまして、大体三十万

人が保険金ももらわず、未就職の状態

に終つておるといふ状態かと存じてお

ります。こうした状況でありますので、

これに対しまして失業対策をいたしま

しては、去る七月四日の閣議決定にお

きまして、失業保険制度の改正の問

題、あるいは失業対策事業費の繰上げ

支出の問題、あるいは対日援助見返り

資金によりする公共事業にできるだ

け失業者を吸収するといったふうなこ

とを、内閣の御方針としておきめにな

りましたので、こうした方向に進んで

努力して参りたい、かように考えてお

る次第でございます。

なお最後に失業保険の保険経済の状

況につきまして、非常に御心配いた

したのであります。目下のところの

状況を簡単に御説明申し上げたいと思

つております。本年度の大体の保険経

済の状況は、四月以降大体四十万程度

の受給者がありまして、その金額は大
体十三億程度の金額を支出いたしてお
るのであります。この状況がこのまま
毎月一年間継続いたしまして、かり
に大体百四、五十億となるといたしま
しても、現在のところでは本年度の失
業保険経済において何とかまかなつて
行ける、かように考えておる次第で
ございます。

すなわち本年度失業保険特別会計にお
きましては、すでに百二十億が議決せ
られておりまして、そのほかに保険金
のみの予備費として四十億を予算に計
上しておりますので、この予備費四十
億を全部使用するとするならば、合計
百六十億を使用することになる予算に
相なつておりまして、本年度大体毎月
十三億といたしまして、そこまでは
行かないではないだろうか。従つて保
険経済といたしましては、今のところ
まだ心配はする必要はないのではない
だろうか、事務的にはこう考えておる
次第でございます。なお失業保険経済
は、このほかに昭和二十三年度の制
度始まりまして以来、昨年度までの保
険料収入によりまして積立金を約六十
億持つておりますので、その点から申
しまして、一応事務的に申しまして
失業保険経済は、今の情勢では心配は
ない、かように考えておる次第でござ
います。

○前田(種)委員 今の答弁に続きまし
て、大臣にさらに御答弁願いたいと思
います。就任以来四十億の本年度予
算の繰上げ支給等について御努力を願
つた点は了いたしました。さらにこ
れを繰上げ支給をするという努力をし
ていただきたいと考えるのでありま
す。というのは、現在の予算の全体と

失業者の現状から見ますと、なおかつ
あぶれが相当あるという現状でござ
いますので、その点で予算不足を来し
ているという現状がございまして、さ
らに繰上げ支給をするというよりはか
らいを願つて、足りないものは次回
の臨時国会、あるいは一月の通常国会等
に、急速に補正予算を提出するという
見通しを立てなければならぬじやない
かという状態にございまして、こうい
う点に対する見解を承つておきたいと
思います。

○保利(國)大蔵 大体御意見の通りの
考えをもつて対処したいと思つており
ます。二十五年度の失業対策事業費の
繰上げ支出ということ、実は必ずし
も今年一ぱいという膠着した考えを持
つておりません。情勢に依りまして、
相当弾力を持つた支出方法をいたした
い。従いまして、当然この第四、四年
期は申すに及ばず、場合によりまして
ならば、さらに第三、四半期の幾分か
についても、補正予算措置を講じなけ
ればならぬ場合も起るであらうという
ことを考えております。大体御所見の
通りの考えを持つております。

○前田(種)委員 その次に日雇い労働
者関係につきまして、大臣並びに局長
から御答弁願いたいと思ひますこと
は、提案されておりますところの本法
の改正にも出ておりますが、三十八條
の待期間の問題でございまして、これ
も現行法から見ますと、それ／＼一日
ずつ短くなつておりますが、さらにこ
れをむしろ待期間を廃止するといふ
意見があるわけですね。またぜひそうし
てもらいたいという強い要望がござ
います。そういう意思があるかどうか
という問題が一つ。その次には輪番制

と登録制の問題と関連いたしました。予
算関係に縛られて行く関係から、新
しく登録されることを拒否する、入れ
ないといつたような態度がありはしな
いか、要するに新しく入つて来る者を
認めないというような状態があるよう
に承りますが、そうした問題等につ
いてどういう処置をとつておられるか、
あるいはそういうことはしないかどう
か、またないよう下部のそれ／＼の
機関に徹底するような処置をとつても
いいと思ふのであります。

○前田(種)委員 労働省と直接関係はありま
せんが、日雇い労働者に対してしまし
ても、健康保険に加入するという処置を
講じてもらいたいという要望がありま
す。これは厚生省との関係もございま
すが、労働省としては何とかして、健
康保険が適用されておる現在におい
て、日雇い労働者にも健康保険の適用
を受けさせようという処置を講じて
いただきたいと考えています。

その次には新卒その他の問題でござ
います。これは一概には言えないので
ありますが、労働手帳を取上げられる
という現実の事例が、あちらこちらに
起きております。もちろんこのために
まじめな者がそ／＼を食つておると
いう事実もあるわけですね。その点でそ
ういう処置をなせとらなくてはならな
かつたか、あるいはそういう処置はけ
しからぬから、そういうことはやめさ
すというふうな方針を堅持してもら
いたいと思ひますが、過去に起りました現
実の事実と、全体の方針との間には、い
ろいろな問題があるかと思ひますが、
手帳を取上げられるということは、そ
の労働者にとっては生活の道が断たれ
るということになります。万々一でも

手帳を取上げてはならないと考えてま
す。こうした点につきまして一応当局
から、その実情なり方針なりを承つて
おきたいと考えています。

○前田(種)委員 ます御質問の最
初の待期間の点からお答え申し上げます
が、日雇い労働の実情から申し上げます
と、待期間はなるべく短縮する。いなむ
しろ全然なくしてしまうということ
が、理想としてはあるいは考えられる
か存じておりますが、御承知のよう
に日雇いばかりではありませんが、保
険制度そのものが、給付と保険料とい
つたような関係、いわゆる保険経済とい
つたようなことから申しまして、今た
だちに待期間を全然なくするといふこ
とは、きわめて困難ではないだろうか、
かように考えておる次第でございま
す。なお今回のこの規定によりまし
て、現在の待期間は六月一日か
ら通算して六日、継続して四日とい
うことになつておりますので、この改
正法案の三十八條の九第六項の自動
的規定が成立いたしますと、そうし
てまた現在の保険経済の実情からいた
しますれば、もう一日程度、八月ごろ
には短縮できるのではないだろうか、
かように考えておる次第であります。

すなわち通算して五日、継続して三
日という、一日さらに短縮できるので
はないだろうか、かように考える次
第であります。

第二の登録拒否の問題でございま
す。ただいまお話のありましたよう
に、東京その他の安定所におきまし
て、一時登録を拒否するといつたよう
なことがないでもなかつたことは、御
指摘の通りであります。しかしながら
いやくも安定所に職業を求めに来た

者につきまして、求職の申込みを拒否
するといふことがもしありとするなら
ば、安定法の精神から申しまして、好
ましくない事柄でありますので、今日
まで私も求職の受付はこれを拒否
しちやいかにぬといふことで参つたので
ありますけれども、地方によりまして
は、予算のわく等の制約もありますの
で、非常に苦しい立場に置かれたこと
もありまして、やむを得ずという事
例もないではなかつたのであります。

しかし最近におきましては逐次改善さ
れておると思つております。しかし全
部ないとはここで断言しきれませんけ
れども、将来におきましてはそういう
ことのないように、大いに努力して参
りたい、かように考えておる次第で
ございます。

第三の日雇い健康保険の問題でござ
います。これは各方面から要望され
た事項でありまして、私の承知してお
るところでは、厚生省におきましても
研究をしておられるといふことを承
つております。なおお話の点は、必要に
よりまして厚生省の方にお伝えいた
したいと存じておる次第であります。

最後に、最近の新卒の手帳取上げの
事件につきまして、本日東京都から報
告の要旨が参つておるのがございま
すので、簡単に実情を御説明申し上げた
と思ひます。七月六日のことござ
います。「平日の通り、午前七時から
紹介を開始したが、左記五名の者が主
謀者となり今日は一人も紹介を受け
ずに頑張り。紹介を受けては何
時までも輪番制はやまらぬ」と怒号
し、多数の共産系組合員の雷同による
実行力行使によつて紹介業務の継続は困
難となるとともに、妨害行為の阻止に

努力した職員数名が殴打されるという混乱状態となつたため、七時三十分遂に紹介業務を中止した。午前八時安定所長は約三千の労働者に対し、紹介拒否による就労者の不利益について説得し、事態の鎮静をまつて八時十分紹介を再開九時四十分を終了した。安定所長は、当日における如き事件の頻発によつて失業対策事業の運営が阻害される虞れがありとし、又一部の指導者の煽動によつて多数の労働者の不利益を招来すべきことを案ずるとともに前記五名は「就労の意思なき者」と認め就労整理番号の抹消を決定し、五名の手帳及び関係帳簿の整理の必要上手帳を留置した。七月九日手帳記載の整理番号抹消の上手帳を返付したところ、五名の者は都労委に対し提訴中であるから安定所において預かつて貰いたい旨申出があり、申出の通り保管中である。」と報告いたしておるのであります。すなわちこの報告によりますと、安定所におきまして紹介業務を開始しようとしたときに、その紹介業務を阻害された、こういうことであったのであります。すなわち求職の申込みをしておりながら、紹介業務を妨害する。すなわちみずから求職の申込みをしておりながら、その意思を自分で放棄するといふような行為があるといふことでありますので、就労手帳の整理番号を抹消する、こういう手続をとつた、こういうふうな報告を受けておる次第でございます。以上最近の七月六日の新宿の事例につきまして、御報告申し上げた次第であります。

○前田(補)委員 日雇い労働者の職の問題について、いろいろ忌まわしい事件が起きておることを私は承知しております。しかしこれは十分就労が満たされないという点から、いろいろの騒ぎが起きているという点もございいます。また見ようによれば、今の内閣は共産党弾圧政策に便乗して、日雇い労働者の問題についても非常に冷淡ではないかという印象が、現実には見受けられるのです。私は、こういう点については細心の注意を拂つて、いよいよ共産党弾圧の一つの手段として日雇い労働者の就労問題が取扱われるといふようなことがないようにしてもらわなければならぬと私は考えます。この点についてはひとつ大臣の見解を承つておきたいと考えます。それとともに、この日雇い労働の対象になる人々、ただ給料をやつて働かせているという形だけ整えることではないといふのでなくして、何十万かの日雇い労働者をもつと積極的に、ほんとうに能率を發揮して、国家の再建に協力できるような仕事ができるような態勢を確立するといふことが、基本的に大事な問題だと考えます。東京においても、大阪においても、あるいは府や市においても、実はたくさん日雇い労働者がおりますが、實際能率の点その他の面等についてもあつて、さういふような点、端的に申し上げて、ないとは言えないのです。これがよつて来るところの原因はいろいろあるといたしまして、も、せつなく莫大な経費を使つて仕事をさせますところの人々が、もつと能率的に、あるいは気持よく仕事ができるような環境と事情に置かれなくてはならぬと思ひます。こういう点については、なか／＼容易なことではございせんが、政府は率先してそうした基本的な方針をよく検討されて、せつかく

から、日々職業安定所においていたでいる方々の御事情は、むろん十分察しなければならぬのでございますけれども、政府としましては最良にその日の仕事につく、そして今日の非常な国民負担のもとに行われる失業対策事業に十分の労働を提供して、事業自体に對しても貢献するというお気持ちを持つて働いていただく方に対しては、私はどうしても政府の責任において十分のことをやつて行かなければならぬと存じます。が、今年の初頭来、いわゆる職安闘争といふものが行われておりまして、その職安闘争は必ずしもそういう切実な生活上の問題から出たものばかりとも言えない。職を得る、その日の賃金を得るといふその気持のみ——むろんさういふ事例が非常に多いに、さういふ窮迫した人たちの気持を利用して、一部の政治目的、あるいは他の目的にこれを利用しようとする煽動分子によつて、多数のこれらの方々が不幸な事態に陥られておることは、私は非常に遺憾に存じております。これらのことにつきましては、政府としては十分日雇い労働者の方々に對して、国民の許し得る限度においてこれをいたします以上は、また日雇い労働者の方々もそのお気持ちを保持していただく、そしていわゆる一部の煽動に乗つて就労の秩序を乱すようなことのないように私は念頭をいたし、また政府としてもさう措置することが、公共の福祉を守つて行くゆえんである、さういふふうな考えております。

○前田(補)委員 今の大臣のお言葉に私は何も反駁はいたしません。本年初頭来の職安闘争の事情等につきまして

は、私自身だれよりもよく実情を知つております。しかしあまりにこうしたことにおびえて、末端のそれ／＼の責任者あるいは労働関係の方々が、いたずらな毛ざらいをする、あるいは逃げまわる、あるいは十分の応待をしないといふことになりまして、かえつてよりどころがないといふことで、問題が紛糾する、紛糾することで一つの目的が達せられるというふうなことになるにつれて、さらに輪をかけていふことになる現状も私は知つておりますから、できますならばやはり飛び込んで行つて、正しいことはあくまで説得して、了解せしめるという努力をしなければならぬと考えます。いろいろのことについて、切実な生活の問題から来ておりますところの職安闘争の變化あるいはあり方等については、予測しない問題ももちろんございすが、さうした問題に対する責任は明確にして、多くの国民を指導し、あるいはよく説得して、そして十分目的が達せられ、しかも安んじて職につき得るような対策を講じていただきたいといふことを要望しておきます。

その次に、進駐軍関係の労働者が失業しているのも、被保険者のうち外にございまして。今日二三、四万の進駐軍関係の労働者がございまして、さういふこともこれを失業保険の対象にしていただきたいと思います。法案を改正して、余地があるかどうか。法案を改正しても、さうした措置を講じてもらへるかどうかという点が第一点。それから第二点は、これは労働大臣というよりも、国務大臣としての保利さんに承つておきたいと思ひますことは、今度の朝鮮事変以来、予測しなかつたとい

は、私自身だれよりもよく実情を知つております。しかしあまりにこうしたことにおびえて、末端のそれ／＼の責任者あるいは労働関係の方々が、いたずらな毛ざらいをする、あるいは逃げまわる、あるいは十分の応待をしないといふことになりまして、かえつてよりどころがないといふことで、問題が紛糾する、紛糾することで一つの目的が達せられるというふうなことになるにつれて、さらに輪をかけていふことになる現状も私は知つておりますから、できますならばやはり飛び込んで行つて、正しいことはあくまで説得して、了解せしめるという努力をしなければならぬと考えます。いろいろのことについて、切実な生活の問題から来ておりますところの職安闘争の變化あるいはあり方等については、予測しない問題ももちろんございすが、さうした問題に対する責任は明確にして、多くの国民を指導し、あるいはよく説得して、そして十分目的が達せられ、しかも安んじて職につき得るような対策を講じていただきたいといふことを要望しておきます。

その次に、進駐軍関係の労働者が失業しているのも、被保険者のうち外にございまして。今日二三、四万の進駐軍関係の労働者がございまして、さういふこともこれを失業保険の対象にしていただきたいと思います。法案を改正して、余地があるかどうか。法案を改正しても、さうした措置を講じてもらへるかどうかという点が第一点。それから第二点は、これは労働大臣というよりも、国務大臣としての保利さんに承つておきたいと思ひますことは、今度の朝鮮事変以来、予測しなかつたとい

るな特殊任務についている国民が相当多数でございます。船員の問題、進駐軍の問題、あるいは輸送、荷役、飛行場その他等に使われております多数の人がございまして、根本的には一体こうした任務が、今日の占領政策の範囲内であるか、占領政策以外にあるかという点を聞かなければなりません。法律上の問題、そうした点等の解釈を労働大臣に聞くということはどうかと思ひますが、しかしその範囲内であるか範囲外であるかということによつて、次の問題がかわつて来ると思ひます。

その次の問題は、特殊の任務についておりますところの多くの従事者に対する待遇は、特別の待遇がなされなくてはならぬと考へます。海員と運輸省の間には、あるいは船主協会の間には、それぞれある程度の妥結が団体協約的に成立したと聞いておりますが、これは船員だけの問題ではございせん。進駐軍、通信、運輸、荷役あるいはその他いろいろのものに關連しますが、こうした全体の特殊任務につきましますところの労働者に対する手当の問題は、一体どういふように政府は関係方面と交渉してやられる意圖があるかどうか。ある面にはアメリカの予算において支給する、あるいはアメリカ人同様に手当をもらへるといふ点も承りますが、しかし一面において、われわれは国の法律の適用を受けましますために、税を引かれますと、半分以上税金にとられてしまふといふような、今日の日本の所得税法の関係から行きますと、實際の手取りの面で非常な不合理な立場にあるわけですから、今度の問題に対する日本の国民のそれ、勤めております仕事といふものは、まったく特殊な仕事で

ございまして、さういふ特殊な仕事に対するところの家族の問題、あるいは本人の危険、あるいは本人の待遇の問題等については、まったく十分の処置が講じられなくてはならぬと考へますので、さういふ点等につきまして、むしろこれは特調関係あるいはその他の関係であらうかと考へますが、ひとつ國務大臣として、さういふ問題に対する事情、あるいは今後どういふよう努力して行くかというお氣持があらば、さういふ見解を承りたいと思ひます。

○保利國務大臣 第一の進駐軍関係の労働者に、失業保険を適用するようにしないかということにつきましては、實際の事情からいたしまして、強制適用はおそらく困難ではないかと考へておりますが、政府職員と同様に考へる性質のものであらうと存じますから、さういふ趣旨によつて措置して参りたいと考へております。

なお第二点の問題につきましては、ただいまのところはまったく臨時的の現象として、格段の措置を講じておりませんけれども、事態が長期化するということになりましたら、お話のことく十分対処して行かなければならぬ。このことは政府全体としていろいろの面がございまして、すでにこれが長期化して行くような傾向があります場合には、できるだけ御趣意のような線に沿つて対処して参る、さういふ考へております。

なお両点につきまして、詳細なことは政府委員から……。○前田(種)委員 今の特殊任務に従事する人の待遇の問題につきましては、長期化すればそれ、の処置を講じな

ければならぬという程度の御答弁でございまして、もうすでに今日の見通しからいって、相当の人が従事しておられますので、私はその人たちの身命、あるいは生活、あるいは留守家族等の生活権の問題、大きい立場で行きますならば、日本の国民生活の確保の点から行きますと、ぜひさういふ問題等については、万端漏れない措置を講じていたきたいと考へます。

最後に私がさらにお尋ねしたい点は、進駐軍関係の業務につきまして、直営の場合は別といたしまして、それぞれ請負業者が下請をやつておる場合におきましては、相当労働基準法その他を労働省としては、どういふ監督をしておられるか。これはただ単に進駐軍関係の労働者ばかりではございせん、で、その他一般工場においても、最近特に事業の不振等から、労基法の違反行為が相当顯著になつておりますが、進駐軍関係の請負業者の中にも相当ございまして、さういふ点に対する基準監督局長の見解を承つておきたいと考へます。

その次には、前国会からも問題になつておりますが、国等を相手にするところの契約云々に対処するところの新しい法律案を、次の議案に提案する。第八国会に必ず提案するといふ前国会からの議案経過がございまして、さういふ法律案を至急に提案される意圖があるかどうか。あるいは今国会は会期が短かいから、間に合わないといふようなことも承つておりますが、しからば次に予測される議案に、必ず提案されるというやうな意圖があるかどうか。

この点を明確にお聞きしておきたいと考へます。

○寺本政府委員 御質問の第一点でございまして、進駐軍関係の労働問題について、さういふ監督をやつておるかという点につきましては、このたびの事案が起りました以来、労働時間の延長、休日労働など、相当頻繁に行われおるのであります。この点につきましては、一般の工場、事業場と同じように、嚴重に監督をいたしております。特別調達庁で労働需要として直接雇つております分は、私の方で直接監督するよりも、司令部を通して監督した方が有効な場合があるもので、問題があらました場合には、司令部を通して軍の当局者に注意を喚起いたしまして、問題の解決をはかつておられます。なお事案の長期化に伴ひまして、暫定的にとられました措置に相当のむりが出て来るという点につきましては、目下関係方面に労働省といたしましては、人員の増員をはかるとか、労働管理の合理化、改善をはかるといふやうなことで対処するように、申入れを行つておる次第でございまして、

なお御質問の第二点でございまして、が、当国会に国を相手方にする契約における労働条件に關する法律の提案が遅れておる理由について、一応御説明申し上げたいと思ひます。この法律は昨年ジュネーブで開かれた第三十二回の國際労働會議で定められました條約に準拠して、これを国内立法化しようとするものであります。そのねらいとしておりますところは、政府の発注いたします工事であるとか、物の生産などの契約に基いて事業が行われます場合、その労働者に対して、民間

で拂われておりますところの一般の賃金と同じ賃金を拂うといふところに、ねらいがあるのにと考へます。さういたしまして、このねらいを実現するために、政府と契約いたさず場合に、業者が必ず労働者に対して、一般職種別賃金を拂うといふことを契約させる。その契約に違反して、一般職種別賃金を拂はない場合は、政府の工事代金を契約者に拂う場合に、未拂賃金相当額の賃金を留保するとか、あるいは契約の取消しをするとか、または政府がさういふ違反をしば、する業者のブラック・リストをつくるといふやうな民事的制裁を加えよう、この民事的制裁によつてさういふねらいを実現しようといふのが、この法律のねらいでございまして。しかしながらその法律のねらいの中で、契約の取消しであるとか、またはブラック・リストをつくるといふのは、使用者に制裁を加えて間接的に労働者を保護しようといふこととでありまして、すでにわが国の労働立法で從來やつております考え方と同じ考え方でありまして、ただ未拂い賃金を政府が留保しまして、労働者に直接拂つてやるといふ点は、從來の労働保護の考え方ではございまして。この点が、昨年の國際労働條約の眼目であらうと思はれるのでございまして、しかしながらこの未拂い賃金の留保に關する部分は、條約の規定が非常に簡單でございまして、これを国内立法化します場合に、財政法、會計法との関係などで幾多の疑問が出て参ります。また政府が契約者にかわりまして、直接未拂い賃金を拂います場合に、事業官庁が拂つた方がいいか、また行政官庁が拂つた方がいいか、どちらが労働者に有

利であり、かつ国費の節減になるかという点について、検討すべき問題がござります。そのいずれの方法で支拂いますにいたしても、未拂い賃金を国が留保して支拂うという事は、予算の裏づけがなくては実施したいのでござります。その点で当国会にこの補正予算を提出するかどうかの問題とからみ合います。この法案が当国会に提出することが非常に困難な事情に置かれておるのでござります。また従来政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律で行われておりましたように、一般職種別賃金を進駐軍労働に適用するかどうかという問題がござります。適用するかどうかは、または特別職の給與に関する法律で適用するかどうかという技術的な問題につきましても、政府部内のみならず、関係方面とも折衝をしなければならぬ問題が残つておるのでござります。こういう事情で、この法案を当国会に提出するという事は、非常な困難な状況に目下置かれております。なお将来の問題といたしましては、補正予算が提出され得る国会には、この立法案が提出されるであらうという事を申し上げておきたいと思ひます。

くして、給料がもらえぬということになつたらたへんことになりまふ。それと同様に、民間事業の中において相当賃金の遅欠配が蔓延しておるのであります。その中にはほんとうに支拂い不能の事業工場があります。中にはそういうことを口実にして、能力があるにもかかわらず、いろいろ口実を設ける悪質なる業者もあるわけでありまふ。私大阪から今日もいらした資料で、大阪だけの状況から見ましても、五月、六月だけで二百件以上、賃金の不拂い工場がふえておるといふ現状で、中には千名以上も使つておる工場で、六月分の賃金を拂つていない。あるいは五月分の賃金を拂つていない。こういう数字をもちつておるのであります。私はこうした問題はひとつ政府が相当監視し、あるいは援助をして、労働賃金だけは少くとも遅欠配をなくして、支拂いができるように善処願ひたいと思ひますので、この点に對して大臣の簡単な御答弁を願つて、私の質問は留保いたします。

○保利國務大臣 昨年来の経済事情によりまして、賃金の遅欠配が慢性化しておるという状態は、まさにその通りであらうと思ひます。しかし労働省としましては、御指摘のような悪意ある遅欠配、これに對しましては相当厳格な監督を行つておまして、大阪方面の実情を伺ひましても、労働基準局のその監督の結果、改善せられておる面は相当大きいように思ひます。今後とも御趣旨のような方向で、できるだけ改善して参りたいと思ひております。

○橋本委員 このたびの日雇い労働者の就労の改正のことがありましたので、御質問申し上げたいと思ひるのであります。保利労働大臣より、せんだつて御就任になりましたときに商業新聞に、国民の税金の中から取上げた予算で失業救済事業が行われておるのに對して、職業安定所へ失業者の人たちが職よこせ／＼といつて押しかけて来るのは、どうも當を得ないというふうな、これは商業新聞がおそらく間違つて載せたのではないかと思ひますが、報道されておるのでござります。この点につきましても保利労働大臣は、どういふふうにお考えになつておられますか。ちよつと御見解を伺つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 何の新聞でございますか。

○橋本委員 あなたがおそばを食へておる写真の載つておる新聞でござります。

○保利國務大臣 私は存じません。

○橋本委員 そういうことについてどういふ御見解か、大臣の御答弁を煩わしたいと思ひます。

○保利國務大臣 日雇い労働者の職業競争に對します私の考え方は、先ほど前田さんの御質問の際に申し上げた通り、それによつて御了承願ひます。

○橋本委員 それではお伺ひしたいのでござります。先月二十四日ごろから、一昨年の暮から、特に東京では煙もございせんし、その他の収入のないうところの失業者に對しては、都の方針も、なるべく毎日仕事があるやうにしようといふので、あふれがないうといふことが、私どもとしては原則として確立されていたやうに承知しておつたのでござります。ところが二十四日から急に、新規登録をふやすことが、その

根拠の一つになつておりますが、あふれが出るということが承認されるやうな形で職安の方から発表されまして、非常にこの暑い炎天を控へまして、日雇いの人たちはあふれる日がある。家に金を持つて帰れない日があるといふことで、不安を抱いたやうでござりました。そのことで労働組合でそれと同じやうな方法が講ぜられてまして、何とかして元の通りに毎日仕事してもらいたいといふことが、全都に拡がつたやうに拜承しておるのでござります。この方針は何か労働省として特に新しくお考えになつたものでござりますか。どういふやうな根拠に立つたものであるか。私どもとしては、その労働省なり、政府の方針によつて、事態が起きているといふふうにお考えしておりますが、この二つの点について労働大臣から御答弁いただきたいと思ひます。

○保利國務大臣 輪番制をとるといふことは、決して本意の措置ではありません。御承知であられるやうに、全国の状態に比しますと、東京の管内はお話のやうにほぼ従来完全就労ができておつた。地方におきましては、輪番制が非常に強化せられておる地帯がございまして、東京だけが非常に楽にやつている。地方は実に苦しい、こういう声が非常に強かつた。全体として輪番制をしかなくともよいといふやうな状態でありまふれば、もとより好むところではございせんけれども、今日の状態では、ある程度の輪番制はやむを得ない。また輪番制はこの日雇い労働者を公平に就労せしめる、機会均等を得せしめるという上から行きますと、私はまず公平な措置ではないかと思ひます。できるだけこの就労日数を上げる

ように、改善をして行かなければならぬと思ひております。これは一方において失業保険の運営にとらみ合せまして実行して参りたい。東京につきましても、こういうふうな考えであります。

○橋本委員 御答弁はどれもはつきりしないのでござりますが、決して東京もたやすくあふれがなくなつたのではないのでありまして、昨年の暮あたりは、完全就労しているといふやうな、前の失業対策課長の報告が実は労働委員会においてございまして、完全就労をしておるのは一体この職業安定所の日雇いだといふことで、このことが知りたい、われ／＼は決して完全就労をしておらない、食えないのだといふことで、何べんも／＼国会に何千人も要求においでになりました。自由党の諸君もよくこのことをお認めになり、政府でもこれが認められた形で、あふれが出ないといふことに東京ではなつたのでござります。それがどういふ情勢の変化で、なぜ先日の二十六日から東京は輪番制に切りかえられたか、それを伺ひたいのでござります。

○保利國務大臣 私からお答え申し上げます。御承知のやうに東京におきましては、最近まで割合就労日数はよかつたのでありまして、東京の就労平均日数はきわめて良好でありまして、先ほど大臣がお話になりましたやうに、ほぼ完全就労の域に達しておつたのであります。しかしながら一面新規求職者は増加の一途をたどつております。かような状態のもとにおきまして、限られた予算のもとにできるだけ多くの人に就労の機会を均等に與えたいといふことが、私どもの考え方から

いつでも最も適当ではないかと考えております。すなわち限られた予算のもとにおいて、登録された一部の者のみが完全就労し、あとの新規の求職者は一切職につかれないというようなことになりましては、就労の機会均等の趣旨にも反しますので、あくまでも、一つのりんごを三人の子供にわけると三つにわけると、四人の子供なら四つにわけるといふ趣旨で行くべきものであつて、こういふわけで東京都知事が決意をされて、六月二十六日に輪審制をとられた、かように相なつたと承知いたしておる次第でございます。

○**新選委員** このあぶれが生まれつき、夜番、休み番といふものがありまして、なか／＼容易な形で完全就労していただいたのではないというのでございます。新宿などへ行つて伺つてみますと、大体四百から五百くらいのつづ込みといふものを、毎朝やむなく事業場に入れていたわけでございます。ところが新規登録者が出たからというので、それに公平に仕事をやらなければならぬことになつたというところが、今度の根柢になつてゐるようでございますが、それでは一体全都どのくらい新規登録者がふえてゐるかというところを、御報告願ひたいのでございます。

○**新選委員** 本日までの東京の新規登録の数がどういふふうになつておりますか、ただいま資料を持っておりますので、本日お答えすることではできません。

○**新選委員** さらに伺ひしておきたいのでございますが、新規登録が、前の完全就労させましたときの、いろいろの当面する役所の苦勞の結果として

で、つづ込みとしてやつておりましたもの、これは当然予算のわく内です。おおいになつたと思つたのでございませう。今度も別にこれはかわつておいでにならないはずでございますが、どうしてそれができないかといふことが、私どもとしてどうしても疑問なんです。さういふ点について、どういふふうにお考えになりますか。さらに東京都では予算が余つたといふことを聞いております。前は余つた予算は、職とせ、働かしてもらいたい、そして何とあつてあつたかといふ、さういふ真剣な労働者の要求に対して、融通されておつた。ところが予算が余つていへば、今度は一切これを失業者の方には融通せぬ、別の方に融通しても、しないといふことが言われておるということでございますが、さういふ事実につきましては、どういふところに根柢があるのか、どういふまいしょうか。

○**新選委員** たいだいまのお尋ねの点、詳細わかりかねる点もありますが、失業対策事業の労働費の予算は、いかなる場合でも労働費以外に流用することはできないのでございませう。国会できめられた通り、失業対策費の労働費は、労働費以外には流用したことは一回もございません。

○**新選委員** それでは伺ひたいのでございませうが、先日予算委員会でも池田蔵相は、失業の問題はやはり重大であるといふことをお認めになつたやうでございませう。さうして預金部資金の、現在一千億くらいありますものを、失業対策のために地方に貸し出して、もういふやうな御意向を持つておるといふことではございませうが、これが利子は、大衆には三分二厘でやられ

ておりました、地方は、失業対策などに借りますときには、九分六厘という高利のために、さうでなくとも破綻しております地方財政が、これを借りてはとも失業者救済はやれぬと言つていふやうであります。特に労働大臣や関係の官庁では、さういふものに対して無利子で融通するといふやうな考えや努力はなされておるかどうか、ちよつと承つておきたいと思ひます。

○**新選委員** お話のやうなことは考へておりません。

○**新選委員** 考へていないのでございませう。この非常に少いわくの失業対策費から、いろ／＼の問題が派生してゐると思つてございませう。このことを私ども現場に参つていろ／＼調査してみますと、失業対策の労働費としてのわくが、非常に不正に使われている事実を聞くのでございませう。たとえば昨日飯田橋の職業安定所へ参りましたところ、ここでは職員が不正に摘発されておりました、さうして日雇いの状態も御承知のやうに、もう晩飯がないといふほど追い込まれたやうな人たちが、あるいは夫が失業してゐるとか、病氣してゐるとか、戦争で死んだとかいふやうな、気の毒な方が多いわけでございますから、さういふ職を求め人の弱い状態につけ込みまして、登録をしてやるから、だからこの何がしの報酬をというやうな形で、そのやうに弱みを持つておる人たちに對しまして、報酬を求めて、登録手帳を交付しておるといふ事実が発見されたのでございませう。これは私も考へますのに、決して飯田橋だけではないと考へております。飯田橋ではこの職員は首になつておるのでございませうが、さういふやうな状態は、結局どういふところから来るかと申しますと、簡単に新規登録を受けないといふやうなことから来るわけでございます。今度の御方針によりまして、新規登録を受取るということになりますと、さういふ点もあるいは緩和されるのではなからうかと思ひますが、承りますと、何か條件をつけて、新しい再登録をしておるやうにも承つております。ですから労働省の方針といたしましては、その子供連れであるとか、あるいは独身者であるとか、女であるとかいふやうな理由で、もし今後新規登録が制限されることになれば、現在職後の特殊な状態の失業者といふ問題は、根本的な解決はできないと思つてございませうが、さういふ点についての御方針はどうでございませうか。今職業安定所に来る労働者が不安がつておりました。八月一日からとか、新しく写真を添付して手帳が交付されるといふやうな場合に、さういふ制限を一切しないかどうか、あるいははさるお考えであるかどうかといふことを承つておきたいと思ひます。

○**新選委員** 安定所の職員が登録あつせんするために、不正をしたといつたふうなお尋ねでございませうが、私もはさるやうな報告を聞いたこともございませうし、さういふことはないと信じております。

○**新選委員** 今のお尋ねは、おのずから当該労働使用の要求する労働の意思と、労働の能力を具備することは、当然であらうかと考へております。すなわち求職の申込みは何人に對してもこれはいたします。但し失業対策事業に就労する場合に、そこにおのずから労働能力という問題がありますことは、御承知の通りだと思ひます。

○**新選委員** 今の新選委員の質問は、それ／＼職員が不正をやつたといふことをはつきり言つておられます。今の局長の答弁は、さういふ事実の報告はない、知らない、やつていない、といふ明確な答弁をしておられます。私はさういふことが国会の委員会でも正式に論議をされた限りにおいては、明らかにせなければいかぬと思ひます。少くとも失業者を相手にしてやつてゐる、日雇い労働者のいろ／＼な事務をとつておられます人々の間におきまして、簡単な言葉で言へば、頭をはねたり、いろ／＼な恩を賣つて、さうして利益を得て、さういふ取扱をするといふやうなやり方は、けしからぬことであると思ひます。もしさういふ事実がはつきりありますならば、当局は責任をとらなければならぬ。またさうしたことがうわさや何かでありますならば、さうしたことはあくまでもうわさであつて、さういふ委員会の席上において論議すべきものではないと思ひます。私はこの事実がここで論議された限りにおいては、明確にしておかなければ、質問者と答弁をされる間において、はつきり距離をしておるという關係において、このまま見送るといふわけには参らぬのでございませうから、この点に

○**新選委員** 今のお尋ねは、おのずから当該労働使用の要求する労働の意思と、労働の能力を具備することは、当然であらうかと考へております。すなわち求職の申込みは何人に對してもこれはいたします。但し失業対策事業に就労する場合に、そこにおのずから労働能力という問題がありますことは、御承知の通りだと思ひます。

対して、当局なり質問者なりの間で明らかにかにしたいと考へます。

○網選委員 御存じないのは、職務怠慢だと思ふのでございませうけれども、御存じないという事で、事実がないと思ふという事は出て来ないと思ふのです。これは非常にわれ／＼が根拠のないことをでつち上げて申し上げるというふうな、非常に侮辱した御発言だと思ふのでございませう。実は私も職安に行つて、そういうふうな事実を調べて交渉します以上は、根拠のないことを国会議員として言うわけにはいかないのでございませう。ですからこれは飯田橋の職業安定所の立川課長がはつきり認められた事実でございまして、本人が首になつてゐる問題でありますから、こういう問題は決して知らないということや、事実はないというやうな御答弁では、前田さんのおつしやるやうに、私も引下るつもりはないわけにございませう。そういうことはさらに積極的に取調べますというやうな態度にお出になるのが、当然ではないかと思ひます。それは日雇いの人の実情を知らないから、そういう言葉が出ると思ひます。日雇いの人のせつない状況というものがおわかりになれば、そういうだにが育成される条件があるという事でございませう。こういう問題は私もあくまでも摘発して、不正のないやうにいたしますけれども、職安局長としても、当然これは責任を持つて今後やつていただきたい。

さらにこれにつけ加えて申し上げておきたいのでございませう。このことで職員は首になりました。しかし労働者がそれを理由にして手帳を取上げられることは、私も断じて間違ひだと思つております。この人たちがせつかく何千円もとられてとりました手帳といふものが、どうか無効にならずに、継続して就労できるようにしてもらいたい。これはぜひやつていただきたい。そういうことを条件といたしまして、職業安定所の日雇い労働者にたかりまして、血を吸つてゐるところのだにを摘発して、これをなくすることにはできないのでございませう。ぜひそれをやつていただきたいと思ひます。それに関連しまして、労働大臣にお尋ねします。東京の特殊の條件で、毎日あふれはしないという状態にありまして、今いろいろ／＼な混乱が起きておるわけにございませう。これをやめていただきたいのでございませうが、これをおなにくしになる考へはないかどうか、そういう対策はお持ちになつておられないかどうか、それをただ今のような形で警官を派遣して、断圧だけでお臨みになるかどうかという事を、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○保利國務大臣 断圧をもつて臨むなどという考へは頭ありません。先ほど来御説明申し上げた通りで、御了承願ひたいと思ひます。

○労働(邦)政府委員 私は先ほど申し上げましたやうに、何の報告も受けておりませんが、しかしすでににお名前も出たことでございませうので、十分調査いたします。

○網選委員 そうすると、労働大臣としての御方針は、断圧をもつて事態の解決ができると思つておいでにならぬわけにございませうか。

○保利國務大臣 何べん申し上げても同じでございませうが……

○網選委員 私ども最近陳情を受けております実情は、二十六日から実施された輪番制に對しまして、事業その他の経営の労働者諸君は、罷業権もございませうし、いろいろ／＼な団体交渉の方法もございませう。しかし職業安定所の日雇いの労働者諸君の、昨年末からの労働組合運動の形態といふものは、何をもちて交渉するかといへば、職業安定所に自分たちの身をすえて、土の上にするまで待つてという以外には応じてくれるまで待つてという以外にはないのでございませう。どんな極寒にも、どんな雨の日にもどんな炎天のものにも、そういう方法で団体交渉に応じてくれるまでやつて来たやうなことを、私どもは陳情を承つております。ところがそれに対して公安條例が出たといふことで、多いときには約一千名の警官隊が武装したしまして、つつ詰めという号令のもとに、ちやうどインドの労働者が、イギリスの官憲の乗つた馬のひずめの下にけ散らかされたやうに、警官の棒でもつてなぐられたり、けられたりいたしまして、けがをしてゐるといふ陳情が、私どものところに來ておるのでございませう。婦人は髪を引きずられたりしてゐるものもございまして、これはちやうどインドの状況ではないかといふやうに私どもは考へております。そのようなことで、けが人などが出ておる状況を、労働大臣がもし御存じないとなれば、ただ単に仕事に御存じないというのでやるだけでは、何かな別な意図を持つていてあやういふことをやつてゐるのだといふ考へで、これを御判断になるとすれば、今後の事態は解決しないと思ひます。私どもは、どうかして毎日働かせてもらいたいといふことに根拠があつて、出発してゐると思ふ。それを彼らが今起きているこの事態を、ただけ散らかしたり、棒でつゝ込んだりしただけで解決するならば、これはおそろしく彈圧以外にはないと思ふのであります。ですから、今のような事態を今度の失業保険法でもし解決されるとするならば、どこに日雇いの根拠があらうか。一日でもあふれば、金を持つて帰らなければ、米びつがからで、子供に食わせられなと言つて、すわり込んでいなければならぬ人たちに、たつた一日か二日——つまり労働者はこう言つております。私は六日から七日休んで、一日の保険料しかもらえない、六日分の保険料がどうしてもらえないのか、働いてゐるときは保険料を毎日拂つておるのに、こう言つておるのです。ですから、今度改正をされますところの日にちの根拠がどこにおありになるかといふことを承りたいのでございませう。

さらに失業保険課長に伺ひたいのでございませうが、労働者から取上げましたところの失業保険料の総額と、失業者に支拂つておられるところの失業保険金の総額を、ひとつ御説明願ひたいと思ふのであります。

○保利國務大臣 どうも私はよくのみに込めないのでございませうが、先ほど来申しますやうに、失業対策事業は、事業があつてそこに人を紹介するのではない。それはたとへば一般公共事業であるとか、あるいは見返り資金による特別公共事業でありますとか、そういうふうな事業自体が目的としてあつて、そういうところに働いていただいている方もむろんございませうけれども、失業対策事業と申しておりますのは、要するにその失業者の方々のために、特にいろいろ／＼な仕事をつくり出してやつていただいている。しかもそういうところの間にまじめに働きたい、そして一日のかてを得たという希望を持つて、安定所に来られる。これは安定所としてはできるだけ、一人でも残らず就労せしめなければならぬ。たまたまそうやつて来られて、群衆をなしておられるところに、一部の煽動者が、先ほど申されたやうな事態を起される。私は、そういう一部の方々のために、如数の方々がその日一日を不幸な事態に逢らなければならぬといふこと、非常に遺憾を感じておるののでございまして、これは公共の福祉を守る上から行かましても、政府としても相当の措置をしなければならぬのじやないかと考へます。

後段につきましては、政府委員から申し上げます。

○労働(邦)政府委員 今日改正法案の待期の問題、あるいは資格、期間等の問題は、保険経済の許し得る範囲内において、できるだけ労働者の保護をはかつた内容のものでございませう。保険料は昨年の十一月から徴収いたしておりまして、約二億ほど徴収いたしております。給付はほぼ一億ほど支給いたしておるやうな状態にございませう。

○網選委員 そういたしますと、日雇の場合には約半額給付になつておりますか。ちよつと私どもの聞いております実情と違つてゐると思ひますが……

○労働(邦)政府委員 その通りでございませう。

○網選委員 それに関連して、先ほどの質問に労働大臣が答へなかつたこと

思うのですが、どうして今度
 の日雇いの失業保険の数字の根拠が生
 承りたい。

て来たか。つまりほかの経営の労働者は、失業いたしますと、一箇月の給料の六割が完全にもらえるわけでございます。ところが失業者の場合には、二箇月で三十二枚以上の切手がなければもらえない。しかもそれで一日分もらえろというような形でございまして、その不満は、請願書となつて私どものところに今まで山のように積まれております。今度の改正はそれに比べますと、その要求が満たされておられますし、それからまたことに今度の東京都のように、あぶれがあれば、すぐその日／＼に困るような人たちが、ああいう状態になるようなものとどこにあるかというところ、生活困窮ということがこのことのものでありまして、治安の乱れる根拠は、宣伝、煽動ではないし、労働者の生活の困窮にあるとい

○齋藤(邦)政府委員　今回の改正のつは、資格の問題でございます。これは十分御承知だと思いますが、資格といたうものは、一般保険でも日雇い保険でもあるのでありまして、一般保険では六箇月以上勤務しているということが要件であります。日雇いでは、今日の法律では二月間に規定をいたしておる一般よりも有利に規定をいたしておる次第でございます。ところが先ほど大臣からのお話もありましたように、最近の民間企業における稼働日数等も減つて参つておりますので、三十二日ではなか／＼資格がつかないのじやないだらうか、それでは労働者にとつて不利益ではないだらうか、労働者の保護に欠ける点があるというので、それを越廿八日に短縮しよう、こういう趣旨でございます。

内におきまして、最大限度に労働者の保護をはかるといふことにいたしました。

い、かように考えておる次第でございます。

○**網走監獄** 私の質問はそれで打切りますが、労働大臣に伺つておきたいと思ふのでございますけれども、先ほどのお話では全部を就労させたいのだ。それを妨害する者があるために、今警官などが動員されておるのは、これははやむを得ないことだと思へなつておるのでございますか。

○**保利國務大臣** 妨害する者があれば、それを取締ることは当然だと思います。

ものを守る事ができないと思うかという事を申し上げたのでございますが、保利労働大臣はその妨害するという根拠を何か感違いされておるのではないかと思うのであります。この前の労働委員会の議事録をよくお読みくださればわかるのでございますけれども、職業安定所の所長は、労働者が自分たちの生命の危険を冒していると言いつ、労働者たちの方では、あぶれを出されるという方針、また組合活動を弾圧されるということが、われ／＼の生命を冒しているのだと言っておるのであります。労働委員会では、あのところに職業安定所の所長だけを呼びに

企業等に従事せられる労働者の方々は、おのずから違つて来るのではないか、かように考えております。

○**相違委員** 違つて来るというのは、どういふふうに違つて来るのでございませうか。その法律的な根拠がどこにあるのですか。

○**齋藤（輔）政府委員** 私からお答え申し上げます。最近の職安のような闘争でございしますが、御承知のように安寧所は職業のあつせんをするところでございまして、仕事をつくるところでもございませうし、雇うところでもないものでございます。ところがそれにもかかわらず、安寧所に対して雇えと言

う。安定所の障檜と申しますものは、
律できめられた通り、あつせんするだ

けでありまして、雇うところでもき
いません。それを雇え／＼と言われま
しても、安定所にはできないことでは
ないかと思ひます。私は公安條例の内
部には、いろいろあります。公安條例の

定めるところによつていろいろ／＼事件が起る起るということば、ほん／＼に遺憾なることと思ひます。いろ／＼の事案が起る場合の公案條例の解釈については、別の方からお聞きいただくことをお願いいたします。

○綱要委員　今までやはり直接所管の官庁であつせん所でございますから、従つて労働者もそこへ要求を出してやつてもらつていたし、また現実

までも失業者の職業を安定するために最大の努力をするのが、当該の安定所の職務ではないかと思うのでございませう。そういう点では、四百、五百のつつ込みをやつておいでになつたと思ふのでございませう。従来の事態を考えまして、当然そこへ要求が出されて来るのだと思ふますが、新しくそれが弾圧されるといふようなことで、いろいろな困難が起きておると思ふます。それに対してこの委員会におきましては、組合運動を弾圧の方法で解決するのではなしに、日本の労働行政において、失業者の就業状態をよくして、あぶれを出さないようにして問題を解決して行くといふふうによつていただきたい。そういう行き過ぎに対しては、どうぞお取締り願ひたい。ことに警察局長のような態度は、今後一切やめていただきたい。強力にこのよう不正を摘発して、そして下部の官庁を十分監督してやつていただきたい。彈圧的な態度では、絶対に今後失業者の問題は解決はできないと思ふのでございませう。それをやつていただきたいと思います。

○逓信(邦)政府委員 職安は先ほど来申し上げましたように、職業のあつせんをするところ、これは当然の使命でありますから、できるだけ民間の求人の開拓なり、その他大いに努力いたします。その他不正なる問題等は、先ほど来申し上げておりますように報告を受けておりますが、お名前も出たことではありますので、十分調査いたしたいと存じます。

○逓信委員 予算の裏づけがなければ問題は解決できないのでございませう。努力するといふのはなしに、労働大臣はせつなく新しく振擺されて、予算を使つておる。そうして新宿あた

この困難な時期に労働大臣におなりになつたのでございませうから、このような事態に処して、責任を持つてやつていただきたい。それからけがをさせたようなことに對しても、十分処分していただきたいと思ふのでございませう。

○保利國務大臣 しばしば申し上げておりますように、その点については言葉だけではなしに、十分努力いたすつもりでおります。なお職安に來られる方が非常にふえてきて、わずかな人数でもつてこれを短時間のうちに処理しております。しかも職安闘争というようなことで、事務以外にも非常な過重な働きをいたしております。私はこれは全国の職業安定所の職員が、今日最も恵まれない待遇において、よくしんぼうをしてやつておることに對して、敬意を表するわけでありませうが、ただ先ほど御指摘のような者がもしありとすれば、その一名の不心得の者があつて、職業安定所職員全体のそういう氣の毒な、しかも敬意を表すべき事情にやささかでも曇りがかかるようなことがないように、ぜひ御了承願ひたい、かように考えております。

○逓信委員 これは当然定員法の問題に關係して來ると思ふのです。それから職業安定所の職員の給與にも關係して來ると思ふのです。給與が安くて食えないから、結局下の方をしぼつて行くといふことになると思ふのです。それから失業者の少いときの定員法でやつておる。現在は目に見えて職業紹介のあつせんの数が増えておるにかかわらず、同じ定員法で押しつけて來ておるといふことにあると思ふのです。ひどいところでは、失業者に組んでおる予算を使つておる。そうして新宿あた

りてぶら／＼した町のよたもののような者が、整理員となつて暴力を振つて、失業者を弾圧しておる。こういうような状態があるわけですが、そういう点もはつきり申し上げますが、新宿やその他のそういう状態の改善は、ぜひ徹底的にやつていただきたいと考えるわけではございませう。その点やつていただけるかどうか、お伺ひいたします。

○保利國務大臣 職業安定所の職員の待遇につきましては、私としてはどうしても一般の方々よりも改善をしなければならぬ、かように考えております。

○逓信委員 最後に伺つておきたいのでありますが、いつでも闘争が起きますと、それが共産黨の宣伝とか、一部の者の宣伝とかおつしやいますけれども、その根本はドッジ・ラインの強行の結果、中小企業がつぶれちやつて、首を切るとか、輪番制という問題になる。その根本的な解決をなさらず、派生的な問題を取上げて、いつも理由にしておいでになると思ふのでございませう。今度の職安の闘争も、またそういうふうにてつち上げられるおそれが十分あると私も考慮いたしまして、活動しておるわけではございませうが、どうぞそういう点で労働者の利益が踏みにじられないようにしていただきたい。

毎日働かしてくれという正当な労働者の要求に對して、動員されておる警察のお金がありますと、全部あふれることとなくできます。全部を仕事につかせて、日本の再建ができるのです。むしろ警察の彈圧費をふやすために、輪番制をしてあふれを出したのでございませう、その点も十分御考慮くだいませう。

て、警察の費用をふやすくらいなら、失業者に對する費用をふやすように、労働大臣として努力していただきたい。こういうふうに通うわけではございませう。

○倉石委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和二十五年八月三日印刷

昭和二十五年八月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所